

見守りカメラで収集した画像個人情報の取扱いについて

高砂市が設置した見守りカメラは、犯罪の抑止、事件等の早期解決その他市民生活の安全の確保を図ることを目的に設置していることから、見守りカメラで収集した画像個人情報については、以下の犯罪捜査等を目的とした要請を受けた場合に、捜査機関に提供することとします。

<利用目的>

1	個人が映り込んだ見守りカメラの映像を、 <u>行方不明者の捜査</u> のために、捜査機関に提供する。
2	個人が映り込んだ見守りカメラの映像を、 <u>ストーカー行為等の規制等に関する法律違反の捜査</u> のために、捜査機関に提供する。 <ストーカー規制法違反> つきまとい等、ストーカー行為等
3	個人が映り込んだ見守りカメラの映像を、 <u>刑法犯捜査</u> のために、捜査機関に提供する。 <凶悪犯> 殺人、強盗、放火、不同意性交等 <粗暴犯> 暴行、傷害・傷害致死、脅迫、恐喝 <窃盗犯> 侵入窃盗、乗り物盗、非侵入窃盗 <知能犯> 詐欺 <風俗犯> 不同意わいせつ、公然わいせつ <その他の刑法犯> 遺失物横領、公務執行妨害、住居侵入等、逮捕監禁、略取誘拐・人身売買、建造物等損壊及び同致死傷、器物損壊等、過失傷害、過失致死、業務上過失致死傷・重過失致死傷
4	個人が映り込んだ見守りカメラの映像を、 <u>性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律違反の捜査</u> のために、捜査機関に提供する。 <性的姿態等撮影等処罰法違反> 人の性的な姿態を撮影する行為等
5	個人が映り込んだ見守りカメラの映像を、 <u>軽犯罪法違反の捜査</u> のために、捜査機関に提供する。 <軽犯罪> 露出、のそき見、つきまとい
6	個人が映り込んだ見守りカメラの映像を、 <u>公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例違反の捜査</u> のために、捜査機関に提供する。 <条例違反> 刃物所持、痴漢、のぞき、盗撮、嫌がらせ行為(つきまとい等)
7	個人が映り込んだ見守りカメラの映像を、 <u>道路交通法違反の捜査</u> のために、捜査機関に提供する。 <道路交通法違反> 救護義務違反・報告義務違反、危険防止措置義務違反・報告義務違反
8	個人が映り込んだ見守りカメラの映像を、 <u>自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律違反の捜査</u> のために、捜査機関に提供する。 <自動車運転死傷処罰法違反> 危険運転致死傷、過失運転致死傷アルコール等影響発覚免脱、過失運転致死傷
9	個人が映り込んだ見守りカメラの映像を、 <u>廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反の捜査</u> のために、捜査機関に提供する。 <廃棄物処理法違反> 不法投棄